

一抜け方式とは

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、**落札者又は落札候補者**を決定する順位をあらかじめ定め、先に**落札者又は落札候補者**となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の**落札者又は落札候補者**を決定する入札方式です。

対象工事

対象工事は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する複数の案件の工事とする。

- (1) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札する案件であること。
- (2) 工事の種類(入札参加資格の認定業種)が同一の条件であること。
- (3) 主任(監理)技術者の配置(専任の要否は問わない)に重複する期間がある案件であること。

落札者の決定

開札の順位は、原則として請負対象設計金額の高い順に設定し、**落札者又は落札候補者**の決定は、原則として開札順に行います。先の案件で**落札者又は落札候補者**となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効として取り扱います。

この方式により、1者1件に落札が制限されますので、工事現場に配置可能な技術者が1名しか確保できない場合でも複数の案件の入札に参加可能となるほか、意に反して複数案件を落札して契約辞退せざるを得ない状況(指名除外の対象)となることを防ぐことができます。なお、一般競争入札(事後審査型)において提出された資格要件確認書類について、資格要件を満たしていることが確認できない場合は、指名除外の対象となります。

(例1) 一般競争入札(事前審査型)(事後審査型)

	案件① 予定価格 14,000		案件② 予定価格 11,000		案件③ 予定価格 9,000	
A者	12,600	落札者 (落札候補者)	9,900	無効	8,100	無効
B者	12,700		9,900	落札者 (落札候補者)	8,100	無効
C者	12,800		10,000		8,100	落札者 (落札候補者)
D者	12,900		10,100		8,500	
E者	13,000		10,500		8,700	

案件①～③が事後審査型の場合は落札候補者になる。

(例2) 一般競争入札（事後審査型）

	案件① 予定価格 14,000		案件② 予定価格 11,000		案件③ 予定価格 9,000	
A 者	12,600	落札候補者	9,900	無効	8,100	無効
B 者	12,700		9,900	落札候補者	8,100	無効
C 者	12,800		10,000		8,100	落札候補者
D 者	12,900	落札候補者	10,100		8,500	
E 者	13,000		10,500		8,700	

案件①について、事後審査の結果、A社が要件を満たしていなかった場合、通常であれば次点のB社が落札候補者になるが、今回の入札では一抜け方式を採用しているため、案件②で既に落札候補者になっているB社、C社は案件①の落札候補者にはなれない。そのため、B社、C社の次点のD社が落札候補者になる。

(例3) 一般競争入札（事後審査型）

	案件① 予定価格 14,000		案件② 予定価格 11,000		案件③ 予定価格 9,000		
A 者	12,600	落札候補者	9,900	無効	8,100	無効	
B 者	12,600		9,900	落札候補者	8,100	無効	
C 者	12,600		9,900		8,100	落札候補者	くじ順位 1 位
D 者	12,600		9,900		8,100	落札候補者	くじ順位 2 位
E 者	12,600		9,900		8,100		くじ順位 3 位

案件③について、事後審査の結果、C社が要件を満たしていなかった場合、次点のD社が次の落札候補者になる。